



平成 28 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 F F R I  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鵜 飼 裕 司  
(コード番号：3692 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役 最 高 財 務 責 任 者 田 中 重 樹  
( TEL. 03-6277-1518 )

## 監査等委員会設置会社移行に伴う内部統制システムの基本方針の 一部改定に関するお知らせ

当社は、平成28年5月27日付「監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、本年6月28日開催の当社第9回定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行しました。

これに伴い、当社は本日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせ致します。

### 記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役及び使用人は、当社における企業倫理の確立ならびに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「コンプライアンス規程」を遵守します。
  - (2) 内部監査において各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。
  - (3) 取締役及び使用人は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程及び情報管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行います。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理については「リスク管理規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施します。  
また、各部署において定期的なミーティングを実施し、業務の進捗やリスクの対策又は未然防止に関する報告及び検討を行い、必要に応じて取締役会に報告される体制をとっております。また、内部監査を実施し、リスク管理体制の評価を行うとともに、潜在的なリスクの発生状況を監査します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制
  - (1) 当社は、取締役会を原則として毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について審議・決定するとともに、業務の進捗やリスクに関する事項について審議・

評価を行います。

- (2) 当社は、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、中期経営計画・年度予算を策定し、その進捗状況を月次で取締役会に報告します。
- (3) 当社は、意思決定事項についての決裁方法、決裁者を定めた職務権限規程及び、各組織の業務分掌を定めた組織職務分掌規程を策定し、業務執行の範囲及び責任を明確化します。

#### 5. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

##### (1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ① 監査等委員会は、必要がある場合は、内部監査担当者に監査業務を補助するよう命令することができます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、特段の事情がない限りこれに従うものとします。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査補助業務については、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとします。また、当該使用人の人事考課、人事異動及び懲戒処分は、監査等委員会の同意を得た上で行うこととします。
- ③ 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとします。

##### (2) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ① 取締役及び使用人は、法令、定款等に違反する恐れのある事実、当社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、監査等委員会に直ちに報告します。
- ② その他の事項に関して、監査等委員会から報告を求められた場合は、取締役及び使用人は遅滞なく監査等委員会に報告します。
- ③ 監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。

##### (3) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

- ① 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- ② 監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。
- ③ 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

##### (4) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会、内部監査部門及び監査法人は、必要に応じて相互に情報又は意見の交換を行うなど連携し、監査の実効性の向上を図ります。

#### 6. その他

##### 反社会的勢力排除のための体制

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他の一切の関係を持たない社内体制を整備します。

以上